

令和7年度 保育園等利用の手引き

【岩国市内の保育園等の利用申請受付期間】

◎ 令和7年4月利用開始の場合

【一次受付期間】令和6年12月2日（月）～令和6年12月24日（火）

【二次受付期間】令和7年1月6日（月）～令和7年2月10日（月）

※1 二次受付期間を過ぎても、随時、受け付けますが、利用の優先順位は低くなります。

※2 次の場合も、上記期間にお申込みください。

①岩国市に転入の場合

保育園等利用開始月の1日に、岩国市に住民票がある場合に限る。

②育児休業中の場合

職場復帰月の前月から利用申込みが可能。

◎ 5月以降の毎月1日利用開始の場合

利用希望月の前月10日まで（10日が土・日・祝休日の場合、その直前の平日まで）

※2と同様です。

認可保育園、認定こども園の保育園部分と小規模保育事業所は、保護者が次のような事情で、家庭でお子さんの保育ができない場合に利用できる施設です。

- 1 月に64時間以上労働することを常態とする場合
- 2 妊娠中か出産後間がない場合
- 3 病気、負傷、心身に障害がある場合
- 4 同居の親族を常時介護または看護している場合
- 5 災害の復旧にあたっている場合
- 6 求職活動を継続的に行っている場合
- 7 学校や職業訓練校で就学し、訓練を受けている場合
- 8 その他家庭で保育ができないことが明らかな場合

保育園等・・・認可保育園、認定こども園の保育園部分及び小規模保育事業所を総称したものです。

岩国市福祉部保育幼稚園課認定・給付班（市役所2階）

〒740-8585 岩国市今津町1-14-51

☎0827-29-5077

1 給付認定申請について

保育園等を利用するためには、まず、2号または3号の給付認定を受ける必要があります。
給付認定の申請をされた場合、申請から 30 日以内に岩国市から給付認定決定通知書が交付されます。

また、2号及び3号認定は、保育の必要量に応じて「保育標準時間」、「保育短時間」に分類されます。

「保育標準時間」は、1日 11 時間（1 月 275 時間）の枠の中で必要とする保育を利用できます。

「保育短時間」は、1日 8 時間（1 月 200 時間）の枠の中で必要とする保育を利用できます。

※ 令和 7 年 4 月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、給付認定申請の結果は、一次受付は令和 7 年 2 月までに、二次受付以降は令和 7 年 3 月までに送付します。

※ 給付認定には、マイナンバーの番号確認と身元確認が必要です。

マイナンバーの番号確認と身元確認のためにお持ちいただく書類

☞ 保護者ご本人が申請する場合（保護者の配偶者が申請する場合は、代理人になります。）

1 マイナンバーの番号確認のための書類

次に掲げる書類のうち、いずれか 1 つ

- ☐ 通知カード
- ☐ 住民票の写し（マイナンバーの記載されたもの）
- ☐ 住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載されたもの）
- ☐ ※マイナンバーカード（通知カードをもとに市町村に交付申請をして作成したもの）

※「マイナンバーカード」は、「番号確認」及び「身元（実在）確認」の両方を行うことができることから、下記 2 の「身元（実在）確認のための書類」の提示の必要はありません。

2 身元（実在）確認のための書類

次に掲げる書類のうち、いずれか 1 つ（顔写真付きの場合）

- ☐ 運転免許証
- ☐ 運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限る）
- ☐ パスポート
- ☐ 身体障害者手帳
- ☐ 精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 療育手帳
- ☐ 在留カード
- ☐ 特別永住者証明書
- ☐ 税理士証票（提示時において有効なものに限る）
- ☐ （写真付き）学生証・身分証明書・社員証・資格証明書（「氏名」及び「生年月日または住所」が記載されており、提示時において有効なものに限る）
- ☐ 戦傷病者手帳

◆ 上記の書類の提示を原則とし、提示が困難な場合は、次に掲げる書類（「氏名」及び「生年月日または住所」が記載されているものに限る）のうち、いずれか 2 つ

- ☐ 生活保護受給者証
- ☐ 医療保険の被保険者証、介護保険の被保険者証、国家公務員共済組合または地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証（いずれも表面及び裏面）
- ☐ 医療受給者証 ☐ 敬老手帳 ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 特別児童扶養手当証書
- ☐ 国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書
- ☐ （写真なし）学生証・身分証明書・社員証・資格証明書

 代理人（保護者の配偶者を含む。）が申請する場合

- ・1の「マイナンバーの番号確認のための書類」は、保護者の方のものを提示してください。
- ・2の「身元（実在）確認のための書類」は、代理人の方のもので原本提示となります。

月当たりの就労時間と利用できる保育時間

保護者の状況	保育標準時間	保育短時間
最低月 64 時間以上の就労	月 120 時間以上就労が必要	月 64 時間以上 120 時間未満

※ 月 64 時間以上の就労とは、原則、1 日につき 4 時間以上かつ 1 月につき 16 日以上就労を目安とします。

給付認定の有効期限

認定区分	保護者の状況	有効期限
1号認定	—	小学校就学の始期に達するまで
2号認定 3号認定	就労	小学校就学の始期に達するまで
	妊娠・出産	出産予定月から産前2か月産後3か月を経過する月の末日まで
	疾病・負傷・障害	小学校就学の始期に達するまで
	介護・看護	小学校就学の始期に達するまで
	災害復旧	小学校就学の始期に達するまで
	求職活動	効力発生日から起算して原則 60 日（90 日を限度）を経過する日が属する月の末日までの期間
	就学・職業訓練	保護者の卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで
	虐待・DV	小学校就学の始期に達するまで
	育児休業時の継続利用	事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市が定める期間（最長で育児休業の対象となる児童が満 1 歳 6 か月に達する日の属する月の末日まで）
	市町村認定	事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市が定める期間

※ 3号認定については、「小学校就学の始期に達するまで」を「満3歳に達する日の前々日まで」に読み替えてください。

◎申請受付場所

保育幼稚園課、各総合支所・各支所または利用を希望する市立保育園、認定こども園及び小規模保育事業所。（※原則、私立保育園は受付できません。）

◎申請に必要な書類

申請時に必要な書類は次のとおりです。なお、提出された書類はお返しできません。

1 すべての方が必要な書類

- (1) 子どものための教育・保育給付認定申請書（2・3号認定用）
- (2) 給付認定理由申立書（2号・3号）
- (3) 保育を必要とすることを証明する書類

※世帯の状況により必要な書類が異なりますので、次の表をご確認ください。

◆ 保育を必要とすることを証明する書類

※ 保護者等の状況ごとに必要な書類を提出してください。

※ 証明書類の提出がない場合には、求職活動中と同様の取扱いとなります。

就労・内定	「就労証明書」 シフト勤務の方は、シフト表やスケジュール申告書等 自営業の方は、自営業がわかる書類（営業許可証など）
病気・障害	診断書（保育が困難な状況・疾病名・期間が記載されたもの）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー
看護・介護	診断書または介護保険被保険者証のコピー スケジュール申告書
出産予定	母子健康手帳のコピー（表紙と出産予定日の確認できる部分）
災害	災害の復旧にあたっていることを証するもの
就学中	在学証明書と時間割のわかる資料

※ 変則勤務の方、介護・看護の方、就学中（時間割の提出ができない場合）の方については、別途スケジュール申告書をご提出ください。

注）保育料は、世帯の市民税額をもとに計算します。

- ・市民税が未申告の方は、保育料が最高階層（最高額）となる場合があります。収入がない方であっても、原則、市民税の申告は必要です。
- ・市民税の額が変更になった場合、婚姻・離婚等で世帯員の状況が変わった場合は、保育料が変更になる場合があります。
- ・年少クラス以上の児童の保育料は無料ですが、食材料費は保護者の負担になります。

注）保育料の算定は、基本的に父母の市民税に基づき決定しますが、次に該当するご家庭は、お子さんと同居している方を家計の主宰者とみなし、その税額で保育料を算定します。

- ・父母またはお子さんが、父母以外の親族の健康保険の被扶養者である場合
- ・父母に一定の収入がない場合

2 在日米軍の軍人・軍属の方のみ必要な書類

居住の実態の確認、保育料の決定のために必要です。 ◎コピー可

- (1) 日米地位協定第9条第3項または第4項に規定する身分を証するもののコピー
(ただし、当該身分証のコピーが困難な場合は、子どものための教育・保育給付認定申請書(2・3号認定用)の空欄にその記載内容を施設長が転記することで変えることができる。)
- (2) 居住実態申立書(保護者が記入した申立書に、施設長が確認したことを記入し、押印をしたもの。)
- (3) R7.4月～8月入園希望の場合 2023年 Form W2
9月以降入園希望の場合 2024年 Form W2

◎現況届について

毎年6月頃に保育が必要かどうかの要件の確認と、その年の保育料を算定するために『現況届』の提出が必要です。

保育園等を利用している方には保育園等より配付します。

2 保育園等利用申請について

保育園等の利用を希望する方は、給付認定申請手続きに加え、保育園等の利用申請の手続きを行っていただく必要があります。

- (1) 保育園等によって受入年齢、開所時間や保育内容は異なります。入園に際して、入園先の重要事項説明書をご確認ください。利用を希望する保育園等へ直接お問い合わせいただくか、見学等を行い、あらかじめご確認ください。
- (2) 市外の保育園等の利用を希望する場合
岩国市外の保育園等に利用申請を行う場合は、岩国市役所保育幼稚園課に給付認定申請と利用申請を行ってください。
あらかじめ利用希望先の市区町村に締切日や必要書類をご確認のうえ、締切りに間に合うように余裕を持って申請をしてください。

◎申請場所や時期

はじめて給付認定申請をされ保育園等の利用を希望される方は、給付認定申請と同時に利用申請をしてください。

すでに、2号・3号の給付認定を受けている方(現況届により年度更新手続きが完了している方)は、表紙に記載する時期までに利用申請のみをしてください。

申請受付場所は、保育幼稚園課、各総合支所、各支所または利用を希望する保育園等となります。

◎申請に必要な書類

申請時に必要な書類は次のとおりです。なお、提出された書類はお返しできません。

- (1) 保育園等利用申請書

◎障害のあるお子さんの保育園等の利用について

事前に利用を希望される保育園等へご相談ください。

3 その他給付認定に関する注意点

給付認定申請書提出後、以下のいずれかに該当する場合は、保育幼稚園課まで必ずお知らせください。

変更申請等の手続きが必要となる場合があります。

- ① 現在幼稚園や保育園、認定こども園、小規模保育事業所を利用中の児童が退園する場合
- ② 就労していた事業所等を退職した場合または勤務時間・職場等が変わったため、保育利用時間が変わる場合
- ③ 就労を開始した場合
- ④ 育児休業を取得または終了した場合
- ⑤ 住所を変更した場合
- ⑥ 世帯構成が変わった場合
- ⑦ 同一世帯の他の児童が、幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所、特別支援学校幼稚園部、ペリースクール等その他の児童福祉施設に入所または退所した場合
- ⑧ 転居・転職などにより転園を希望する場合
- ⑨ 保育が必要な事由に該当しなくなるまたは変更になる場合
- ⑩ 障害手帳、療育手帳の取得または廃止
- ⑪ 生活保護の受給または停止

4 退園について

転居等の理由で退園する場合は、「退園届」を提出してください。月途中でも退園はできますが、保育料は1か月分かかります。

※ 1か月以上通園がなかった場合は、退園となります。

5 保育料について

1. 保育料について（0～2 歳までの市民税課税世帯の子どものみ）

4 月から8月までの保育料は、それぞれの家庭の令和6年度（令和5年中）の市民税額、9 月分以降の保育料は、令和7年度（令和6年中）の市民税額により決定しますが、市民税の申告をされていない方は、仮決定の金額となります。

そのため、市民税額等が判明した場合、入園した月などに遡って保育料が変更となることがありますのでご注意ください。

なお、保育料が決定した後、市民税額が変更になった場合についても、保育料が変更になる場合があります。

☆生計を一にする子どものうち、第2子以降の保育料を無償としております。

（ただし、第1子が就労により保護者の扶養を外れている場合、第1子が児童養護施設等に入所している場合、第1子が別世帯にて祖父母等に扶養されている場合などは、その下の子は無償の対象とはなりません）

2. 支払い方法について ※保育園のみ

（認定こども園、小規模保育事業所は園が決定します。）

（1）保育料の支払い期限は毎月月末です。

（月末が土曜・日曜・祝休日の場合は、金融機関の翌営業日となります。）

（2）原則、口座振替による支払いをお願いします。

【口座振替手続き方法】

- ① 入園決定後に保育料決定通知書と「口座振替依頼書」を送付します。必要事項を記入のうえ、口座振替をする金融機関に提出してください。
 - ② 金融機関から保育幼稚園課に届くまでにひと月程度の時間を要するため、口座振替の開始が遅れる場合があります。
 - ③ 口座振替日は毎月月末です。12 月のみ 25 日です。口座振替日が土曜・日曜・祝休日の場合は金融機関の翌営業日となります。
 - ④ すでに保育料を口座振替でお支払いの場合は、新入園するお子さんの分は、再度申し込みをする必要はありません（同一年度内に一旦退園し、再度入園した場合を含む）。現在の口座から自動的に引き落としとなります。
- （3）口座振替による支払いとなるまでは、「保育料納入通知書」により岩国市内の金融機関、コンビニエンスストアで支払いをしてください。
- 「保育料納入通知書」は毎月 20 日頃に郵送します。

☆保育料は、必ず期限までに支払いをしてください。

保育料を支払わず、滞納となる場合は、地方税の滞納処分の例により滞納処分を行うことがあります。（保育園のみ）

6 いろいろな保育サービスについて

◎延長保育

1. 利用できる世帯

延長保育を実施する保育園等に児童が入園している世帯で、保護者の勤務時間や勤務場所等の理由で通常の保育時間（それぞれの保育園等が定める8時間、11時間の保育時間）を超えて保育を必要とする場合に利用できます。

※ 通常の8時間、11時間の保育時間は、利用される園にお確かめください。

※ 延長保育料がかかる場合があります。

2. 申込

入園している保育園等

◎休日保育

1. 利用できる世帯

市内の保育園等を利用している世帯で、日曜日や祝休日も保護者の勤務状況等の理由により、家庭において保育できない場合に利用できます。

ただし、「保育標準時間」は、1日11時間（1月275時間）の枠の中で、「保育短時間」は、1日8時間（1月200時間）の枠の中で必要とする保育を利用できますので、**日曜日や祝休日の保育を利用することに伴い、平日の保育の利用が制限される場合があります。**

また、利用できるのは生年月日が令和6年4月1日以前の児童に限ります。

年末年始（12/29～1/3）・盆（8/13～8/15）は行いません。

2. 申込

入園している保育園等（ご利用の前月20日までに申し込みをしてください。）

3. その他

- ・ 保育時間は8:00～18:00（「保育短時間」は、8:30～16:30の8時間）（時間厳守）。昼食は提供できませんので、各自弁当を用意してください。
- ・ このサービスは、年度ごとの登録制となっており、登録のない方は利用できません。
- ・ 市内の保育園等に入園している方しか利用できません。

4. 実施場所

えきまえ保育園（岩国市麻里布町7-1-5）

◎一時預かり保育

1. 利用できる世帯

市内に居住している世帯で、次のような場合に利用することができ、利用できる日数は**週に3日程度、月に12日以内**となっています。

- ・ 保護者の疾病や冠婚葬祭等により、家庭において保育ができない場合
- ・ 保護者の就労形態が不規則であったり、パートタイム就労等断続的に家庭において保育できない場合
- ・ 私的な理由等により、家庭において保育できない場合

2. 申込

保育園等

3. 利用料

市立の保育園は、児童1人当たり1,800円/日となっています。(4時間未満のときは、900円となります。) 私立の保育園等は、各園にご確認ください。

4. その他

保育園等の状況によっては利用することができない場合があります。各園に事前にご確認ください。

◎病児保育

1. 利用できる世帯

病気やけがのため保育園等や幼稚園、小学校に通えない生後6か月から小学6年生までのお子さんで、かつ保護者が就労・疾病・その他やむを得ない事由により家庭での保育ができない場合に利用できます。(かかりつけ医の医師連絡票が必要です。)

2. 申込

- | | | |
|--------------|---------|----------------|
| ・岩国病院 | キッドイン | (0827-41-1381) |
| ・岩国メディカルサポート | シックキッズ | (0827-34-1888) |
| ・医師会病院 | ぶちはぴ | (0827-28-2223) |
| ・岩本医院 | キッズたかもり | (0827-28-2466) |

3. 利用料

児童1人当たり上限2,000円/日(市民税課税世帯)となっています。
(課税の状況により利用料が段階的に決定されます。)

4. その他

- ・原則として事前登録制です。(当日登録も可能です)
- ・登録料 無料(保険証・母子手帳持参)
- ・登録場所 岩国市役所保育幼稚園課、キッドイン、シックキッズ、ぶちはぴまたはキッズたかもり
- ・詳しくは各実施施設にお尋ねください。

5. 実施場所

- | | | |
|-------------|---------|-------------------|
| 岩国病院 | キッドイン | (岩国市岩国3-3-8) |
| 岩国メディカルサポート | シックキッズ | (岩国市南岩国町4-59-6) |
| 医師会病院 | ぶちはぴ | (岩国市室の木町3-6-12) |
| 岩本医院 | キッズたかもり | (岩国市周東町下久原2480-1) |

岩国市内の保育園・認定こども園・幼稚園

■ 保育園 ■

(令和6.11.1 現在)

地区	公・私	保育園名	利用 定員	住所	連絡先	保育時間
岩国	私立	曙保育園	60	錦見 2-11-30	41-1226	7:00~19:00
		リボン保育園	60	川西 1-7-5	41-0190	7:00~19:00
平田	私立	平田保育園	90	平田 6-4-20	31-7271	7:00~18:30
麻里布	私立	称光寺保育園	90	今津町 6-13-13	22-7358	7:00~19:00
		麻里布保育園	60	立石町 3-3-24	22-8208	7:00~19:00
	公立	えきまえ保育園	90	麻里布町 7-1-5	22-5830	7:30~19:00
東	公立	ひがし保育園	130	桂町 2-4-56	21-0854	7:30~19:00
川下	私立	あさひ保育園	70	旭町 1-1-1	24-1381	7:00~19:00
		万行寺保育園	70	楠町 3-7-21	22-5215	7:00~19:00
	公立	かわしも保育園	90	中津町 2-7-20	21-1657	7:30~19:00
愛宕	私立	錦南保育園	70	牛野谷町 3-29-11	31-3233	7:00~18:30
		常照保育園	130	門前町 2-28-15	32-6045	7:00~18:30
灘	私立	海土路保育園	100	海土路町 2-2-5	31-7502	7:00~19:00
	公立	くろいそ保育園	50	黒磯町 2-47-43	31-6330	7:30~19:00
小瀬	私立	ひかり保育園	30	小瀬 294-4	52-3872	7:30~18:00
由宇	私立	清華保育園	60	由宇町千鳥ヶ丘 3-1-7	63-1222	7:00~19:00
		由宇保育園	60	由宇町南 2-10-17	63-0303	7:00~19:00
玖珂	私立	玖珂保育園	120	玖珂町 807	82-2363	7:00~19:00
		ルンビニ保育園	60	玖珂町 5950-2	82-2255	7:15~18:30
本郷	公立	ほんごう保育園	20	本郷町本郷 2058-1	75-2658	7:45~18:00
周東	私立	たかもり本陣保育園	110	周東町下久原 1265-1	83-0011	7:15~19:15
		たんぼぼ保育園	110	周東町下久原 771-16	84-7373	7:00~19:00
	公立	そお保育園	20	周東町祖生 4504-4	85-0046	7:30~18:15
		ながの保育園	20	周東町下須通 429-3	84-3665	7:30~18:15
		わかば保育園	50	周東町上久原 1100-1	84-2932	7:30~18:15
錦	私立	ひろせ保育園	20	錦町広瀬 6570	72-2343	7:00~18:30

■ 認定こども園 ■

(令和 6.11.1 現在)

地区	公・私	保育園名	利用定員 (保育園部分)	住所	連絡先	保育時間
岩国	私立	認定こども園 岩国染香幼稚園	20	岩国 2-6-32	41-0534	7:30~18:30
		認定こども園 川西保育園	85	川西 1-7-3	41-0180	7:00~19:00
		認定こども園 けんしん幼稚園	22	錦見 5-7-28	41-0738	7:30~18:30
平田	私立	認定こども園 岩国南幼稚園	90	平田 6-28-3	31-8009	8:00~18:30
		認定こども園 梅が丘保育園	30	平田 6-50-27	32-4711	7:15~18:30
麻里布	私立	認定こども園 むろのき幼稚園	50	室の木町 2-5-7	24-3777	7:30~18:00
川下	私立	認定こども園 岩国川下幼稚園	50	楠町 3-2-30	21-0725	7:30~18:00
東	私立	認定こども園 岩国東幼稚園	100	三笠町 2-2-16	21-2081	8:00~18:00
		認定こども園 岩国めぐみ幼稚園	45	元町 2-8-8	21-4344	7:00~19:00
愛宕	私立	認定こども園 岩国中央幼稚園	135	尾津町 2-7-1	31-7212	7:30~18:00
灘	私立	認定こども園 灘幼稚園	35	藤生町 2-27-18	34-0505	7:20~18:00
		認定こども園 藤生幼稚園	19	藤生町 1-3-18	32-1811	7:30~18:00
藤河	私立	認定子ども園 藤河幼稚園	48	多田 1257-1	41-1873	7:30~18:00
北河内	私立	北河内認定 こども園	20	下 454-26	47-2411	7:00~18:00
御庄	私立	認定こども園 光顔幼稚園	20	御庄 1691	46-0024	7:00~18:00
通津	私立	にっしょう認定 こども園	50	通津 2766	38-0115	7:30~18:00
由宇	公立	にこにこちどり こども園	60	由宇町港 1-17-1	63-0617	7:30~19:00
玖珂	私立	認定こども園 玖珂中央幼稚園	34	玖珂町 5167-1	82-5670	7:30~18:30
美和	公立	さかうえこども園	61	美和町渋前 431-1	96-0335	7:30~19:00

※ 入園を希望される場合は各園へ直接お申し込みください。

■ 幼稚園 ■

(令和6.11.1 現在)

	園 名	住所	連絡先
私立	今津幼稚園	今津町 5-2-9	24-3838
	岩国聖母幼稚園	砂山町 2-9-19	22-9743
	岩国むつみ幼稚園	通津 2104-4	38-1288
	周東幼稚園	周東町下久原 1152-20	84-2882
	法寿幼稚園	車町 1-9-22	21-3881
公立	玖珂幼稚園	玖珂町 539	82-3084

※ 入園を希望される場合は各園へ直接お申し込みください。

■ 小規模保育事業所（0・1・2 歳児対象）

(令和6.11.1 現在)

	園名	利用 定員	住所	連絡先	保育時間
私立	もみじ保育園	12	南岩国町 4-59-6	34-1877	7:00~19:00
	ファンキーモモさくら	17	今津町 1-18-20	24-3205	7:00~19:00

※ 入園を希望される場合は各園へ直接お申し込みください。

【令和7年度 年齢表】

年齢	生年月日
0 歳児	R6.4.2 ~
1 歳児	R5.4.2 ~ R6.4.1
2 歳児	R4.4.2 ~ R5.4.1
3 歳児	R3.4.2 ~ R4.4.1
4 歳児	R2.4.2 ~ R3.4.1
5 歳児	H31.4.2 ~ R2.4.1

よい保育施設の選び方 10 か条（厚生労働省作成）

1. まずは情報収集を
市区町村の保育担当課で、情報の収集や相談をしましょう
2. 事前に見学を
決める前に必ず施設を見学しましょう
3. 見た目だけで決めないで
キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙がきれい、保育料が安いなど、見た目だけで決めるのはやめましょう
4. 部屋の中まで入って見て
見学のときは、必ず、子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう
5. 子どもたちの様子を見て
子どもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう
6. 保育する人の様子を見て
保育する人の数が十分か、聞いてみましょう
保育士の資格を持つ人がいるか、聞いてみましょう
保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう
保育する人の中には経験が豊かな人もいるか、見てみましょう
7. 施設の様子を見て
赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか、また、子どもが動き回れる十分な広さがあるか、見てみましょう
遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう
陽あたりや風とおしがよいか、また、清潔か、見てみましょう
災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう
8. 保育の方針を聞いて
園長や保育する人から、保育の考え方や内容について、聞いてみましょう
どんな給食が出されているか、聞いてみましょう
連絡帳などでの家庭との連絡や参観の機会などがあるか、聞いてみましょう
9. 預けはじめてからもチェックを
預けはじめてからも、折にふれて、保育のしかたや子どもの様子を見てみましょう
10. 不満や疑問は率直に
不満や疑問があったら、すぐ相談してみましょう、誠実に対応してくれるでしょうか